

論者 記者

編集委員

林 美子 はやし よしこ



今年、忘れられない裁判の判決がある。「アイドルの恋愛禁止」にお墨付きを与えるような、9月の東京地裁の判断だ。

アイドルグループの一員だった17歳の少女がファンの男性と交際していたことが発覚し、グループは解散した。少女は契約の際、異性と交際禁止の規約を伝えられていた。東京地裁は損害賠償を求めた事務所などの訴えを認め、少女に約65万円の賠償を命じたのだ。

判決を知った時、私は反射的に「人権侵害ではないか」と感じた。恋愛は人間のごく自然な感情だ。たとえ本人が規約に同意していたとしても、損害賠償などの形で無理やり抑えつけるのは人間性に反するのではないかと思った。

だが、世間では「判決はおかしい」という雰囲気は盛り上がりなかつた。周囲に尋ねても、「恋愛中とわかったら、ファンはお金を払って握手会に参加したりしない」という反応。どう考えたらいいのだろう。

まず、法律論。判決は、アイドルグループである以上「男性ファンの支持獲得に交際禁止が必要だった」とした。朝日新聞にも、恋愛禁止の規約は「即無効」ではなく、事務所と本人が対等な関係かなど、総合的に判断されるものだという弁護士のコメントが載った。

一方、国際人権NGOヒューマンライツ・ナウ事務局長の伊藤和子弁

「恋愛禁止」への疑問

アイドルの条件

護士は、判決が「アイドルの少女をビジネス上の商品のようにはか見ていない」と批判する。恋愛禁止は憲法13条で保障された幸福追求権を侵害し、私人間の契約であっても民法の公序良俗違反になるという。

また、アイドル契約は実態としては労働契約であり、私生活への介入は許されないとみる。同じ9月には、アダルトビデオへの出演を断った女性にプロダクション会社が違約金を請求した裁判で、東京地裁が「雇用類似の契約」だったと認定し、「本人の意に反して強制できない」と請求を棄却した。伊藤弁護士は「こうした流れからしても今回の判決は異質」と話す。

「恋愛禁止がいやならアイドルを目指さなければいい」という反論もあるだろう。だがそれは、アイドルになりたいという気持ちにつけ込んでいるといった言い過ぎだろうか。私生活を含めて話題づくりをするのが芸能人なのかもしれないが、損害賠償まで求めるのは行き過ぎたという思いはぬぐえない。

海外では、スターの恋愛スキャンダルはあっても、恋愛禁止の規約など存在しないのではないか。日本のファンはアイドルに「処女性」や「疑似恋愛」を求めているとされる。「疑似恋愛」を棄しむことを否定はしないが、今回の判決の影響で、アイドルを目指す若者たちが無用に苦しむことがないように願う。